

高津５・６街区支会ホームページ運用細則

第１条（目的）

本細則は、高津５・６街区支会ホームページ（以下「ホームページ」という。）の作成、運営および管理に関する事項等について定め、高津５・６街区支会会員ならびに居住者（以下「居住者等」という。）に対して広く情報を公開することにより、居住者等の団地内での福祉の向上、情報の交換、共有による住民相互の生活の質の向上を図ることを目的とする。

第２条（ホームページ管理者及び管理運営）

ホームページの管理者は、高津５・６街区支会長とし、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を統括する。

２ 管理者は、実際の運用及び管理を適切に行うため、ホームページ運用管理責任者を高津５・６街区支会会員より任命し、その任を当たらせる。

- ① ホームページの運用管理に関する事
- ② ホームページの掲載内容に関する事
- ③ セキュリティに関する事
- ④ 人権尊重および個人情報の保護に関する事
- ⑤ 電子メールによる意見の情報交流における調整に関する事
- ⑥ ホームページにおけるその他の問題解決に関する事

第３条（掲載する情報）

ホームページに掲載する情報は、以下の各号に定めるものとする。

- ① 高津５・６街区支会の情報もしくはお知らせ
- ② 居住者等からの意見等の紹介
- ③ 各部の予定案内、報告
- ④ 地域の情報・お役立ち情報の提供（社会福祉協議会、包括支援センター、他の支会）
- ⑤ 他のホームページへのリンク掲載は、著作権を侵害しない範囲で行うものとする。
- ⑥ その他必要と認められた情報

第4条（情報の掲載基準）

下記各号に掲げる事項に関連する情報は掲載しない。

- ① 公序良俗に反すること
- ② 営利を目的とすること（高津団地五街区・六街区管理組合理事会、社会福祉協議会及び当支会で決議された業者、広告掲載を除く）
- ③ 他人のプライバシーを侵すもの（居住者等の氏名、住所、電話番号、生年月日等）但し、居住者等の個人情報、写真等を掲載する場合は、その個人（未成年者の場合は保護者）の同意を得たうえで行う。
- ④ 宗教活動
- ⑤ 政治活動
- ⑥ 不正確な情報
- ⑦ 私的利用
- ⑧ その他、運用に支障をきたす恐れのあること

第5条（掲載の差し止め）

ホームページに掲載した内容について、居住者等や関係者から訂正又は削除の要請を受けた場合は速やかに対応し、不適切と判断した時は、修正または削除できるものとする。

第6条（費用負担）

ホームページ作成、管理に要する費用は高津5・6街区支会が負担するものとする。

（付 則）

この細則は2025年4月26日より施行する。